**一般社団法人にじいろ福祉会後援会会則**

【名称】

第1条　この会の名称は、「一般社団法人にじいろ福祉会後援会」（通称「にじいろサポーター」）と称する。

【目的及び事業】

第２条　この会は、にじいろ福祉会が行う事業に対する社会への理解を求める活動を通じ、その安定的運営に資するために財政的支援を行うことを目的とする。

1. この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
2. 法人及び施設への資金援助
3. 法人及び施設の事業への支援活動
4. 理解促進と会員拡充のための活動
5. 会員相互の交流や親睦を深めるための活動
6. その他目的達成に必要な事項

【会員】

1. この会の目的に賛同する個人及び団体とし、会費を納入したものとする。

【会費】

第５条　この会の会費は、次の通りとする。

1. 年度会員とし、運営委員・会計が徴収、管理を行う。
2. 会費は次に定める金額の１口以上とする。

個人会員　年額１口　　２，０００円以上

団体会員　年額１口　　５，０００円以上

【役員】

1. この会に次の役員を置く

（１）会長　　　　1名

（２）副会長　　２名以内

（３）運営委員　 若干名

（４）会計　　 　 　1名

（５）監事　　　　 １名

第６条　この会の役員の任務は次の通りとする。

（１）会長は、会の運営を総活し、この会を代表する。

（２）副会長は、会長を補佐し、会長に事故等ある時はその職務を代行する。

（３）運営委員は、この会の目的達成のための活動や庶務を行う。

（４）会計は会計事務にあたり、監事はこの会の会計を監査する。

第７条　役員の任期は１年とし、再任は妨げない。役員に欠員が生じた場合は補充し、任期は前任者の残任期間とする。

【会議】

1. この会の会議は、総会及び役員会とし、会長が招集する。
2. 総会は、原則として年１回開催し、次の事項を決定する。

（１）収支予算及び収支決算

（２）役員の選出

（３）会則の改正

（４）事業に関すること

（５）その他必要な事項

【会計】第１０条　　この会の会計は、次によって賄われる。

（１）会費

（２）寄付金

（３）事業収入

第１１条　会計年度は、４月１日から始まり、翌年の３月３１日をもって終わる。

【事務所】

第１２条　この会の事務所は、一般社団法人にじいろ福祉会内に置く。

　　　　　〒004-0042 北海道札幌市厚別区大谷地西３丁目６番１号

【改正】

第１３条　この会則は、役員総会の決議によって改正することができる。

【附則】

第１４条　この会則は、平成２２年９月１日より施行する。